

既存住宅の売買 をお考えの方へ

住宅の調査

インスペクション

空き家バンク
登録は不要
です。

先着50件

調査費用の **1/2** を助成します

上限5万円

インスペクションとは

- 既存住宅の基礎、外壁等の部位毎に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の有無を目視、計測等により調査するものです。
- 既存住宅状況調査は国の登録を受けた既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士（既存住宅状況調査技術者）が実施します。

売主・仲介業者のメリット

- ・ 売買する住宅の状態を明らかにして提供できる
- ・ 売買後のトラブルを未然に防止できる

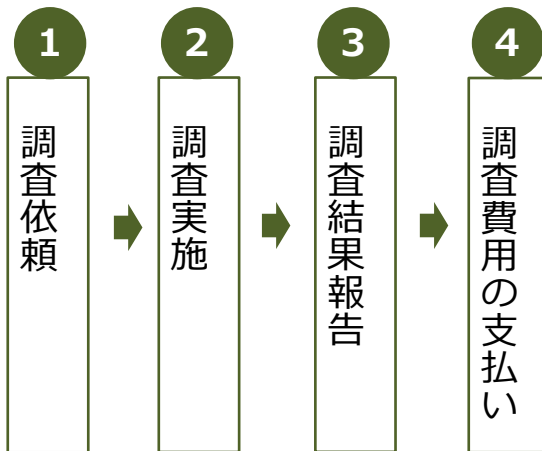
買主のメリット

- ・ 事前に住宅の状態などを把握できる
- ・ 購入前にメンテナンスの見通しが立てられる
- ・ 有資格者の客観的な調査のため安心できる

調査と申請手続きの流れ

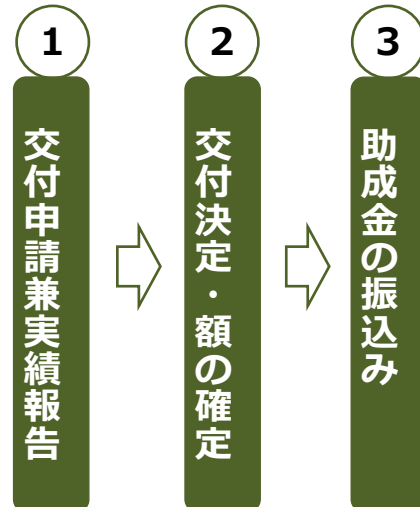
<インスペクションの流れ>

調査者 ⇄ 申請者（売主・買主）



<申請手続き>

申請者（売主・買主） ⇄ 申込窓口



【注意】

※ 調査を実施する前に、必ず助成要綱をご確認ください。

※ 交付申請には次の書類が必要です。

- ① 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）、② 口座振替申込書、③ 調査報告書の写し、④ 調査費領収書の写し、⑤ 調査した者の既存住宅状況調査技術者講習の修了証明書の写し、⑥ その他必要とされる書類

助成制度の概要

申請できる方	既存住宅状況調査を実施した売主又は買主
助成対象となる既存住宅	既存住宅状況調査技術者による既存住宅状況調査を実施したもののうち、次のいずれにも該当するもの（ただし、既存住宅の所有者は個人に限る） 1. 山梨県内に所在する既存の住宅 2. 居住を目的とする売買に供する一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの〈店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの〉を含む）
助成対象となる調査	既存住宅状況調査（毎年度4月上旬以降（※）に行ったもの） （既存住宅状況調査技術者が行う建物の構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として、宅地建物取引業法施行規則第15条の7各項に規定するものの状況の調査であって、既存住宅状況調査方法基準によるもの）
調査を実施する人	既存住宅状況調査技術者 （経年変化その他の建物に生じる事象に関する知識及び能力を有する者として、宅地建物取引業法施行規則第15条の8第1項に規定する者）
助成金の額	調査費用の1/2（上限5万円）
予定戸数	毎年度50戸（※）
申請・報告期間	毎年度4月上旬（※）～翌年度3月上旬（ただし、予定戸数に達した時点で終了）

※ 令和2年度までを予定。

（公社）山梨県宅地建物取引業協会にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

○公益社団法人 山梨県宅地建物取引業協会

〒400-0853 甲府市下小河原町 237-5（山梨県不動産会館）

電話 055-243-4300 ホームページ <http://yamanashi-takken.or.jp/>

○公益社団法人 全日本不動産協会山梨県本部

〒400-0047 甲府市徳行 3-13-25（岩下ビル 2F）

電話 055-223-2103 ホームページ <http://yamanashi.zennichi.or.jp/>

申込窓口

公益社団法人 山梨県宅地建物取引業協会

〒400-0853 甲府市下小河原町 237-5（山梨県不動産会館）

電話 055-243-4300 ホームページ <http://yamanashi-takken.or.jp/>